

ふくおか共創パートナー企業・商店街等登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治協議会、自治会・町内会などが行うまちづくり（以下、地域活動）に貢献する活動を行なっている企業や商店街など（以下、企業等）や、自ら地域のまちづくりにつながる活動を行っている企業等を登録し、市ホームページ等で紹介することで、より多くの企業等に他の企業等が行っている活動を知ってもらうとともに、地域が行うまちづくり活動への参画を促すことにより、持続可能な地域コミュニティづくりを支援することを目的とする。

(対象となる企業等)

第2条 この事業の対象となる企業等は、福岡市内に本社、事業所又は営業所等を有し、事業を営んでおり（複数事業者連合体や個人事業者などを含む）、地域活動に貢献する活動を福岡市内で行っている、又は、今後活動を行っていく意欲がある者とする。

(対象となる企業等の呼称)

第3条 この事業により登録した企業等の呼称は「ふくおか共創パートナー企業・商店街等」とし、通称を「ふくおか共創パートナー企業」とする。

(登録の要件)

第4条 登録にあたっては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 地域活動への従業員の派遣
- (2) 地域活動への場所の提供
- (3) 地域における交流イベントや見守り事業等の実施
- (4) 地域役員を担う従業員への手当や有給休暇等の制度の創設
- (5) 地域団体と災害時の協力体制などの協定書や覚書などの締結
- (6) その他のコミュニティ活動の支援（金銭のみの協力は除く）
- (7) 1年以内に、(1)～(6)のいずれかに取り組む計画がある。

(登録の申請)

第5条 登録を希望する企業等は、市ホームページに掲示しているふくおか共創パートナー企業賛同書兼変更申請書（様式1）、もしくは入力フォームにより市に申請するものとする。

(登録の処理)

第6条 事務局は、前条により登録の申請があったものについて、要件等を満たしていることを確認し、市ホームページに、企業名や活動状況、URLのリンクなどを掲載する。

(登録の変更及び取消)

第7条 登録された企業等は、登録内容に変更が生じた場合は、改めてふくおか共創パートナー企業賛同書兼変更申請書（様式1）、もしくは入力フォームにより市に変更の申請を行わなければならない。

また、登録された活動を行なわなくなった場合、又は、活動計画を中止・延期する場合は、速やかにふくおか共創パートナー企業登録取消申請書（様式2）を市に提出しなければならない。

2 申請した内容に虚偽があったとき又は関係法令に違反したときは、登録を取り消すことができるとともに、以後の申請を受け付けないことができる。

（第三者による情報利用に関する責任）

第8条 第三者がホームページ記載情報等を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と登録企業等との間で解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

（事務局）

第9条 本事業に関する事務は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課において行う。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。